

令和元年度 北秋田市保育料階層認定基準額表（保育認定用）

○一般世帯【表１の１】

児童の属する世帯の階層区分				児童１人あたりの保育料の月額			
階層区分		定義		３歳未満		３歳以上	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
第１階層		生活保護法による 被保護世帯		0	0	0	0
第２階層		第１階層を除き住民税が右の区分に該当する世帯	住民税非課税世帯	4,000	4,000	3,000	3,000
第３階層	I		均等割のみ課税世帯	5,000	4,800	4,000	3,800
	II		所得割課税世帯	12,000円未満	6,500	6,300	5,500
	III						
	IV			12,000円以上 24,000円未満	8,000	7,800	7,000
	V						
第４階層	I			24,000円以上 36,000円未満	10,000	9,800	9,000
	II						
	III			36,000円以上 48,600円未満	12,000	11,800	11,000
	IV						
	V			48,600円以上 60,000円未満	14,000	13,600	13,000
第５階層	I						
	II			60,000円以上 72,000円未満	16,000	15,600	15,000
	III						
	IV			72,000円以上 77,101円未満	17,000	16,600	16,000
	V						
第６階層	I			77,101円以上 84,000円未満	18,000	17,600	17,000
	II						
	III			84,000円以上 97,000円未満	20,000	19,600	19,000
	IV						
第７階層	I			97,000円以上 112,000円未満	22,000	21,400	21,000
	II						
	III			112,000円以上 127,000円未満	25,000	24,400	23,000
第８階層	I						
	II			127,000円以上 147,000円未満	28,000	27,400	25,000
	III						
第９階層	I			147,000円以上 169,000円未満	31,000	30,400	27,000
	II						
	III			169,000円以上 213,000円未満	34,000	33,100	28,000
第１０階層	I						
	II			213,000円以上 257,000円未満	37,000	36,100	30,000
	III						
第１１階層	I			257,000円以上 301,000円未満	40,000	39,100	32,000
	II						
	III			301,000円以上 348,000円未満	43,000	41,800	34,000
第１２階層	I						
	II			348,000円以上 397,000円未満	45,000	43,800	35,000
	III						
第１３階層	I			397,000円以上	51,000	49,400	38,000
	II						
	III						

多子カウント年齢制限なし（57,700円未満）

多子カウント年齢制限あり（小学校就学前）

○要保護世帯等（ひとり親家庭・心身障がい児（者）が同居している世帯）【表１の２】

児童の属する世帯の階層区分				児童１人あたりの保育料の月額			
階層区分		定義		３歳未満		３歳以上	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
特第２階層		住民税非課税世帯		０	０	０	０
特第３階層	I	住民税が右の区分の世帯	均等割のみ課税世帯	２,０００	１,９００	１,５００	１,４００
	II		所得割課税世帯 １２,０００円未満	２,２００	２,１００	１,８００	１,７００
	III		１２,０００円以上 ２４,０００円未満	２,５００	２,４００	２,０００	１,９００
	IV		２４,０００円以上 ３６,０００円未満	２,８００	２,７００	２,２００	２,１００
	V		３６,０００円以上 ４８,６００円未満	３,１００	３,０００	２,４００	２,３００
特第４階層	I		４８,６００円以上 ６０,０００円未満	３,４００	３,３００	２,６００	２,５００
	II		６０,０００円以上 ７２,０００円未満	３,７００	３,６００	２,８００	２,７００
	III		７２,０００円以上 ７７,１０１円未満	４,０００	３,９００	３,０００	２,９００

※同じ世帯から２人以上のお子さんが同時に通園している場合（保育園の他に「幼稚園、認定こども園」も含む）第２子は半額、第３子以降は無償となります。

※一般世帯で住民税非課税世帯の場合、第２子以降は無償となります。

※要保護世帯等（表１の２）に該当する場合、第２子以降は無償となります。

また、平成３０年度より秋田県すこやか子育て支援事業（保育料助成）が拡充されます。詳しくは別紙「令和元年度すこやか子育て支援事業（保育料助成）について」をご覧ください。

保育料階層決定方法及び決定時期

前期（４月～８月分）

- ・保護者（両親、場合によっては祖父母等）の前年度（H30）住民税課税状況で判定

後期（９月～３月分）保育料決定

- ・保護者（両親、場合によっては祖父母等）の当該年度（R1）住民税課税状況で判定

※均等割額、所得割課税額

